

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	国際協調による取組の推進	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

### 施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ( 201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質対策	施策(節)	3 節	国際的動向を踏まえた取組
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	化学物質関係の各条約(POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC 条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約))に関連する国内施策を推進するとともに、OECD(経済協力開発機構)、UNEP(国連環境計画)等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	317.821	313.977	355.169	
	一般会計	317.821	313.977	355.169	
	特別会計	0	0	0	

### 施策の目標に対する総合的な評価

<p>平成 17 年度においては、条約等に関連する国内施策としては、POPs 条約国内実施計画の策定、POPs 国内モニタリングの推進、GHS(化学品の分類表示に関する世界調和システム)に基づく約 1,500 の化学物質の分類作業の完了等の成果があった。</p> <p>国際機関との連携については、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。</p> <p>諸外国との国際協力については、東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、東アジア地域における POPs モニタリングの実施等の成果があった。</p> <p>これらの成果を総合すると、目標達成に向け進展があったと評価できる。</p>	
--	--

### 残された課題・新たな課題

我が国の化学物質管理システムを東アジア地域のデファクトスタンダード(事実上の標準)と位置づけること。 平成 18 年 2 月に採択された SAICM に関する国内実施計画及びアジア太平洋地域実施計画の策定。 POPs 条約の対象物質の追加への対応。 国連環境計画における地球規模での有害金属汚染問題の議論に対応し、我が国を含む東アジア地域における排出・汚染の現状や長距離移動を解明すること。 GHS の導入目標年(平成 20 年)に向けた制度の普及。	
---	--

### 今後の取組

東アジアにおける行政官レベルの化学物質管理ネットワークを構築する。 SAICM 国内実施計画を策定する。また、アジア太平洋地域 SAICM 実施計画の策定に向け、リーダーシップを発揮する。 我が国からの POPs 条約対象物質追加の提案、国際的な有害金属対策の検討作業への貢献など、地球規模での対策の立案に貢献する。 化学品に関する表示や情報伝達のしくみの整備など、条約等に関連する国内の取組を強化することとし、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。	
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

当該施策の目標の指標等（該当なし）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

<p><b>【必要性】</b>          POPs条約、PIC条約、GHS、SAICM、OECD 関係会合とも、化学物質管理に関する国際的に重要な取組であり、我が国として、国際的な議論に参画・貢献するとともに、適切な国内対応施策を講じる必要性は高い。</p> <p><b>【有効性】</b>          化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。          POPs条約については、従来からの国内のPOPsモニタリングを継続するとともに、平成16年度からは東アジア地域におけるモニタリングを開始し、17年度は、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催した。また、17年5月にはPOPsの製造・使用の禁止等のPOPs条約に基づく義務を履行するための国内実施計画を策定した。          PIC条約については、締結（平成16年6月）後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。          SAICMの採択に至る準備会合、国際化学物質管理会議に出席し、策定過程に積極的に関与した。          OECDについては、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。</p> <p><b>【効率性】</b>          GHSについては、17年度より関係各省と連携して化学物質の危険有害性分類事業を開始するなど、円滑な実施へ向け、必要かつ有効な施策を効率的に展開した。          POPs条約・PIC条約・OECD等に対しても、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。</p>
--

特記事項

<p>&lt; 昨年からの変更点 &gt;          目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標1を目標に統合・整理した。          昨年度評価書の下位目標1に設定していた指標「POPs条約に基づく国内実施計画の策定」、「POPs条約を踏まえたPOPsモニタリングの実施」、「PIC条約の締結」、「我が国へのGHSの導入」、「OECD等との連携強化」については、定量的でなく指標として適切でないため、今回「評価・分析」等のなかで直接評価することとした。</p> <p>&lt; 内閣としての重要施策等 &gt;          関係省庁：内閣府・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省等</p>
--

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）（平成16年5月）				
PIC条約（国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約）（平成16年2月）				
下位目標番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17当初	H18当初	H19反映
目標	POPs条約拠出金	-	17,784	
	化学物質国際協力費	4,563	13,584	
	POPs条約総合推進費	265,987	229,817	
	GHS等総合推進費	32,166	26,700	×
	国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	-	67,284	
	非意図的生成の残留性有機汚染物質（大気）対策調査費（再掲：-2）	-	-	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項番号	分析・検証	今後の対応策
	平成17年度より行ってきたGHS分類作業終了のため、「化学物質国際協力費」と統合することにより当該予算事項を廃止する。	「化学物質国際協力費」と統合することで、引き続きGHS等推進のための必要な施策を効率的に行っていく。